

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

療育センター条例施行規則（昭和51年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																							
<p>(定員)</p> <p>第2条 岩手県立療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">肢体不自由児施設</td><td>入所部門</td><td>60人</td></tr><tr><td>通園児童療育部門</td><td>15</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(診療時間等)</p> <p>第5条 センターの診療時間及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 診療時間 9時から16時まで（12時から<u>13時</u>までを除く。）</p> <p>(2) 受付時間 8時30分から15時30分まで（11時30分から<u>12時30分</u>までを除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(短期入所事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第9項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。</p>	施設の種別		定員	肢体不自由児施設	入所部門	60人	通園児童療育部門	15	[略]			<p>(定員)</p> <p>第2条 岩手県立療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設の種別</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">医療型障害児入所施設</td><td>60人</td></tr><tr><td colspan="2">医療型児童発達支援センター</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(診療時間等)</p> <p>第5条 センターの診療時間及び受付時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 診療時間 9時から16時まで（12時から<u>13時30分</u>までを除く。）</p> <p>(2) 受付時間 8時30分から15時30分まで（11時30分から<u>13時</u>までを除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(児童発達支援事業及び生活介護事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、主として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児を対象として同法第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）を行うものとする。</p> <p>2 センターにおいては、<u>児童発達支援事業及び生活介護事業を一体的に運営するものとし、これらの事業の定員は、15名とする。</u></p> <p>(短期入所事業)</p> <p>第8条 センターにおいては、<u>法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第8項に規定する短期入所を行う事業（以下「短期入所事業」という。）</u>を行うものとする。</p>	施設の種別		定員	医療型障害児入所施設		60人	医療型児童発達支援センター		20	[略]		
施設の種別		定員																						
肢体不自由児施設	入所部門	60人																						
	通園児童療育部門	15																						
[略]																								
施設の種別		定員																						
医療型障害児入所施設		60人																						
医療型児童発達支援センター		20																						
[略]																								

2 短期入所事業の定員は、肢体不自由児施設と一体的に運営を行う場合にあつては5人、障害者支援施設の全部又は一部が利用されていない居室を利用して行う場合にあつては1人とする。

(相談支援事業)

第8条 [略]

(日中一時支援)

第9条 [略]

(利用料金の減免)

第10条 [略]

(損傷等の届出)

第11条 [略]

2 短期入所事業の定員は、医療型障害児入所施設と一体的に運営を行う場合にあつては5人、障害者支援施設の全部又は一部が利用されていない居室を利用して行う場合にあつては1人とする。

(相談支援事業)

第9条 [略]

(日中一時支援)

第10条 [略]

(利用料金の減免)

第11条 [略]

(損傷等の届出)

第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。